

救助者の賠償請求権 (一)

——イングラント法における保護義務 (Duty of Care) の展開を契機に——

山下 りえ子

一 はじめに——問題の所在

近時の大規模な災害・惨事を契機に、救助者もまた、救助活動を通じてあるいは二次災害の犠牲となって、身体的あるいは精神的に損害を被る場合のあることが広く認識されるようになってきた。とりわけ救助者の精神的受傷は、近時「惨事ストレス」として社会的に知られるようになった問題であり、その法的対処が注目されている。^① 救助者は被った損害の填補を、誰に対して、どのような範囲で、求めることができるのだろうか。本稿は、^② イングランドにおける最近の判例をてがかりに、救助者の損害賠償請求権の根拠と内容について、いくらかの問題提起を試みるものである。

東 洋 法 学

むろん、救助のような公法私法にまたがる問題に関して、法的基盤が日英では大きく異なる。そこで、二では、

我が国における問題状況として、まず、救助者の賠償請求権に関する議論を概観して、続いて、我が国で従来どのような立法上、裁判上の解決がなされてきたかを検討する。三では、イングランドにおける不法行為上の損害賠償請求に関して、被害者が第三者の受傷によって被った精神的損害の賠償の可否、および救助者の地位という、二つの問題を検討する。最後に四では、イングランドでの立法による判例法是正の議論を参照しながら、我が国において不法行為法の枠組みで解決を図る場合の解釈論を試みたい。この際、日本では諸外国に比して広範であるといわれる精神的損害の賠償、およびいわゆる「間接被害者」の問題について、考察が必要になるだろう。

二 我が国における問題状況

（一） 従来 of 議論

日本民法は、他人の生命、身体、あるいは財産を救助する法律関係一般に関して、明文の規定をおかない。^③ 僅かに、「急迫ノ危害ヲ免レシム為メニ」（六九八条）、「急迫ノ危難ヲ避クル為メ」（七二〇条）の文言に寄せて、救助の場面が問題とされてきた。学説上も、救助者の民法上の地位については、従来二、三の文献を除いて、主題として論ぜられることが少なかつた。^④

そこで一見すると、そもそも他人を救助すべき民法上の義務は課されておらず、警察・消防・自衛隊等の公法上の救助活動が問題となるにすぎないという反論が予想される。実は、問題はさほど単純ではない。たしかに、救助義務の不履行が問題とされる局面では、一般人に対して「不作為による不法行為」の成立を当然に導くよう^⑤

な救助義務は存在しない、といえる。たまたま危難の現場に居合わせたことをもって他人の損害の補填に任せられる羽目に陥ることは、市民法における個人主義の原則に反するからである。しかし、社会生活において、私人が自ら救助にあたること、または、一定の災害時に救助を（公的に）義務づけられあるいは協力を要求されて、^⑥ または自発的に、救助に参加・参集することは、現実になお少なくない。救助活動も、救出から救急救命、現場整理、救護、埋葬等の多岐に亘りうる。どのような、あるいはどの範囲の者に、いかなる内容の私法上の義務（ないし権限）および権利を与えるか、また公法上の救助制度との関係如何は、なお明らかでない点が多いと思われる。

このような状況下で、従来の議論は、救助者の事務管理上の損害賠償請求権に集中していたといつてよい。

まず、救助に関して事務管理を論ずる前提として、幾つかの点が問題とされてきた。第一は、他人の生命ないし身体・健康を救助する行為が事務管理に含まれるか、である。本来、事務管理は、不在者等他人の財産を義務（ないし権限）なくして管理する制度であつたからである。^⑦ 但し、今日では、「本人ノ身体、名譽又ハ財産ニ対スル急迫ノ危害ヲ免レシムル為メ」（民法六九八条）の明文を置く通り、法律上の義務に基づかずになされた救助が事務管理にあたることは、一般に承認されている。^⑧ 第二は、公法上の義務に基づいて管理（救助）がなされる場合についてである。一方で、警察官、消防吏員・消防団員等が職務権限に基づいて行う救助活動は、公施設と市民（被救助者）の關係に吸収され、救助者について事務管理は成立しないし、公共福祉活動に関する公施設と市民の公法關係も、事務管理とならない。他方、遭難船舶を発見した者の官憲への報告義務（水難法二一条）、船長の人命救助義務（船員法一四一条）等、いわば事務管理に相当する行為が公法上義務づけられている場合には、同時に民法

上の事務管理の成立を妨げない、と解されている。¹⁰⁾ 第三に、事務管理として扱うことの帰結が救助の解決に適さないのではないか、という疑問である。事務管理開始義務のないこと、報酬請求権のないこと、などに加えて、とりわけ管理継続義務が課されること（七〇〇条）が問題となる。七〇〇条の実質的理由は、一旦着手した管理を半途で放棄するときは一層大きな損害を生ずることがありうる¹¹⁾、というにある。そこで、管理を完了しないで中止しても本人に不利益を与えない場合には、管理継続義務を負わないという見解がある。「一部の事務管理だけでも本人に利益となる場合にも、人をしてこれを躊躇せしめることになり、事務管理制度の目的に反する」¹²⁾からである。この趣旨は、少なくとも救助型の事務管理には検討の余地がある。救助者が、道義的にはともかく、現場からいつでも「歩み去る」ことができることが、職業的救助者か否かの基準ではなからうか。

続いて、管理者たる救助者が損害を被った場合の処理について、従来議論をみよう。契約に基づく救助の場合には、その契約内容に従うが、通常は委任契約と解されている。委任に関する民法六五〇条三項は、受任者（救助者）が委任事務の処理のため過失なく受けた損害については、委任者（被救助者）の過失の有無を問わず（この意味での無過失責任）賠償請求できる旨を定める。ところが、契約なくして事務管理としてなされた救助には、このような規定がない（七〇二条二項は、管理者の債務負担について、六五〇条二項のみを準用する）。事務管理者の損害賠償請求権を認めるか否かは、救助者が死亡ないしそれに準ずる負傷をした場合を問題として、学説が分かれている。

第一に、委任に基づくと否とに関係なく、「本人は、他人の好意によって利益を受けているのであるから」¹⁴⁾、当

事者間の公平を図るために損害賠償義務を認めるのが妥当である、とする主張が少数ながらみられる。

第二に、損害賠償請求権を原則として否定しつつ、七〇二条一項所定の「有益費用」償還請求権を拡張する解釈論が主張されてきた。すなわち、費用とは自由に出捐された財産的損害をいうから、「当該事務の管理にあたって当然予期される損害は、管理者がこれを覚悟して管理に当たったものとして、費用に含まれるのが至当である」という。この論者のなかには、溺死する者を救済するために水中に飛び込んだ場合の「洋服の損傷」、「生ずることあるべきを予期すべきであった怪我の治療費」に加えて、「偶発的な損害以外は費用に含まれる」として「管理者が死亡することによる損害」についても遺族からの請求を肯定する見解もある¹⁵。

しかし、第二説には救助者が死亡、またはそれに準ずる傷害を受けた場合まで、「費用」として扱うことは困難であるとの反対があり¹⁷、本人の受動的地位、事務管理者の活動の利他性を考慮して「費用」に準ずるものに限るとする見解が大勢といえる。結局、対立は「費用」に何を含めるかにかかり、通説のように死亡等による莫大な損害のすべてを本人に転嫁するのは妥当でない、としても、そのような損害を放置することでは問題は解決されないことになる。

第三に、有益費用の償還として損害を含める別の見解として、緊急事務管理のなかには、救助等、事務管理者にも危険が及ぶ類型があることを前提に、「確率的に予想される損害で、なおかつその事務管理に必要な損害については、確率的必要費として、裁判所が当該事案の状況から必要であったと認める限度」とするものがある¹⁸。事務管理者は、本人に対して当然に全額の損害賠償請求権を有する者ではないが、一定の確率で受傷や死亡の危険

を負うことを前提として事務管理を行っていること、他方、本人が救助を依頼したわけではないことを理由に、いずれの当事者も常にその損害を全額負担するのが公平であるともいえない、とする。

そして、第四に、人命救助等に協力援助した者について一定の災害給付を行う制度を前提に、死亡等の損害を事務管理者から本人へ転嫁することを否定する見解が主張された。この見解は、災害時における救助活動を「人間の社会的連帯を基礎とする行為である」という意味において実は「社会全体の仕事」と位置づける。警察官や消防員は、組織化した公的な救助活動の第一次的な担当者であり、これらの者が行うべきことを一般人が行った場合には、公的な損害補填の途が開かれるべきである、と主張する。¹⁹⁾

第四説に至って、救助者の救助活動における人身損害の填補の問題を、管理者と本人との私的利害調整としてではなく、社会的になされるべきものに転換して解決しようとする点が画期的である。但し、民法上の損害賠償請求権について、一つの考え方として、本質的に、損害は被救助者に補填させるべき筋合いのものでないとして否定する²⁰⁾か、あるいは別の構成として、公的補償でカバーされない部分につき、かつ相当の額に限って、本人に転嫁するにとどめると解するか²¹⁾、論者によって事務管理法の機能の理解に差異がみられることを、ここでは留保しておく。

そこで、この公的損害填補の制度化として、我が国で認められている国または地方公共団体の災害給付について、次に概観しよう。

(2) 立法的手当

警察官、消防員等の公的な救助活動の第一次的な担当者には、その職務遂行上の死亡・負傷に対して補償が与えられる。我が国では、戦後に国家賠償法（昭和二十二年法一二五号）が制定されたのは別に、またそれ以前から法規によって公務員災害補償が認められてきた。現行法として、公務上の災害（負傷、疾病、障害、死亡）の補償に関する、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法二六一号）、地方公務員災害補償法（昭和四十八年法一二二号）等があり、²² 行政の故意・過失にかかわらず賠償を得ることができることになっている。

そこで、一般私人が、救助を行い、または救助に協力した場合に生じた損害の填補に関して、事業所内での救助など労働法上の職務災害と認定される場合を除き、²³ なんらかの救済の必要を生じた。我が国では、次のような特別法の整備によって、公的補償を行っている。

まず、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」（昭和二十七年法二四五号）は、職務によらないで警察官の職務に協力援助した者の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）について、都道府県または国が、療養その他の給付を行うことを規定する。²⁴

災害給付の対象となるのは、

① 職務執行中の警察官が援助を求めた場合その他これに協力援助することが相当と認められる場合に、職務によらないで当該警察官の職務遂行に協力援助した者（二条一項前段）

② 殺人、傷害、強盗、窃盗等人の生命、身体もしくは財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯人がおり、かつ警察

官その他当該犯罪の捜査に当たるべき者がその場にいない場合に、職務によらないで自ら当該現行犯人の逮捕もしくは当該犯罪による被害者の救助に当たった者（一項後段）

③ 水難、山岳における遭難、交通事故その他の変事により人の生命に危険が及びまたは危険が及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たった者（二項）

が、そのため災害を受けたときである。警察官が援助を求めた場合に限定せず、協力援助が相当と認められる場合や緊急時の救助を含む。とりわけ昭和三六年改正（二項追加）により、適用範囲を、水難・山岳遭難・交通事故等の変事により危殆にある者の救助にまで一層拡大している。但し、救助者が被救助者の配偶者または直系血族である場合等、一定の親族・同居の関係を対象から除外する旨定められている。²⁶ 比較法的にも特色ある立法といえよう。²⁷

次に、消防作業に従事し、または救急業務に協力した者の災害については、消防法の定めがある。²⁸ 市町村または都道府県は、次の者が、消防作業等に従事したために死亡、負傷、疾病、傷害の状態となった場合に、これらの者またはその遺族が受ける損害を補償しなければならない（三六条の三）。

① 火災発生時に、火災の現場付近にある者が、消火義務者の行う消火もしくは延焼の防止または人命救助への協力を義務づけられる場合（二五条二項）

② 緊急の必要があるときに、消防員が、火災の現場付近に在る者を消火もしくは延焼の防止または人命救助に従事させた場合（二九条五項）

③ 水災を除く他の災害（地震等）に、①、②が準用される場合（三六条）

④ 救急隊員が、傷病者発生の現場付近にある者に救急業務への協力を求めた場合（三五条の七 一項）

このように、今日では人命救助に関する公的補償制度は、(i)国または地方公共団体の過失を問題としない災害補償であること、(ii)一般に市民は救助に不慣れたために損害を受けることがあっても、「職務遂行に協力援助した」と認定される限り、対象から除外されないこと、(iii)その適用範囲が拡大されてきたことのために、被災した救助者が放置されるという深刻な事態を多く免れていることがわかった。しかし、災害給付の範囲および額は法令等で規定されており、一般の民事事故で認定される損害額に比して寡少となる場合が少なくない。大規模災害の場合には、一市町村の財政的負担能力に限界が生ずることも想定される。

そこで、公的補償の枠外の損害について、給付との差額分の上乗せを、被救助者に対して填補を請求できるのか。あるいは、要救助状態を作出した第三者等に対する損害賠償が可能か、がなお問題となりうる。²⁹⁾

(3) 若干の裁判例

東 洋 法 学
前述の通り、事務管理法上、救助者（管理者）から被救助者（本人）に対する損害填補の可否について、法文および学説は明らかとされていないが、裁判上、救助者（ないしその遺族）から被救助者に対して出捐を請求した事例は見あたらない。第三者に対する損害賠償請求に関しては、a 安全配慮義務違反、および b 加害者に対する不法行為請求が問題とされた、若干の裁判例として次のものがある。

a 安全配慮義務

① 最高裁昭和五〇年二月二五判決^⑩

国の公務員に対する安全配慮義務を承認した初めての最高裁判決であるが、その具体的内容について、次のように判示している。

「公務員の職種・地位・及び安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によって異なるべきものであり」、自衛隊員の場合には「勤務が通常の作業時、訓練時、防衛出勤時、治安出勤時又は災害派遣時のいずれにおけるものであるかによっても異なりうべきものである」。

② 宮崎地裁昭和五七年三月三〇日判決^⑪

消防職員に対する安全配慮義務の違反が問われた最初の事件である。Y₂市の特別救助隊員X₂が、消防救助技術指導大会に参加するためその競技種目の訓練中に、転落して死亡した事故について、安全配慮義務違反の基準について、次のように判示した。

「安全配慮義務の具体的内容は、公務員の職種、地位及び安全配慮義務が問題となる具体的状況によって異なるべきものである。とくに消防職員などのように業務の性質上危難に立ち向かいこれに身を曝さなければならぬ義務のある職員は、業務上右義務の現実の履行が求められる火災現場の消火活動、人命救助など現在の危難に直面した場合において使用者である地方公共団体に自己の身を守るべき安全配慮義務を強く求めることはできない。しかし、これと異なり通常の火災予防業務、一般訓練、消防演習時などのように前示危難の現場から遠ざかれば

遠ざかる程安全配慮義務が強く要請されるのであって、要するに危難との距離と安全配慮義務の濃淡とが相関関係にあると考える」。

③ 高松高裁昭和六三年一月二二日判決³²⁾

本件は、昭和四七年七月の激しい集中豪雨による土砂崩れで、見回り中の消防団員一名が生き埋めとなり、この救出作業中に発生した二次災害（大崩壊）のため、消防署員らと一般地元住民合計六〇名が生き埋めとなつて死亡した惨事（繁藤災害訴訟事件）である。本件被害者五名中、二名の私設消防団員（出動要請を受けていない）と一名の一般協力者は任意に救助活動に協力していた（後述のX₁）。既にその遺族に消防遺族補償年金（消防法三六条の三）が支給されている。残り二名の被害者は、私設消防団員の母と子であり、現場付近で救助作業を見守っている間に土砂流に巻き込まれて死亡した。本件訴訟の論点は国家賠償法一条の請求など多岐に亘るが、災害対策本部の設置されたY₁町が救助作業従事者に対して安全配慮義務を負うか、について次の通り判示した。

「X₁（救助作業従事者）とY₁町との間には、雇用関係や公法上の身分関係など明確な形での法律関係が設定されたものであるとはいひ難いけれども、本件救助作業の現場で指揮をとっていた消防副団長は、X₁らの労務の提供を受け入れて、豪雨のなかで崩落の危険を伴う状況下において、消防団員及び消防署員らとともに本件救助作業に従事させていたのであるから、Y₁町としては、信義則上、X₁がこれの作業に従事している間は、同人らに対しても、具体的状況に応じて当該現場における消防団員及び消防署員に対するのと同様その生命、身体に危険が及ばないよう保護を与えるべき義務があったと解するのが相当である」。

a では、第一に、公務災害や公的補償に該当する場合であっても、救助者に対する安全配慮義務の違反に基づく損害賠償請求が現実になされていることがわかる。第二に、③判決では、直接の雇用関係にない救助従事者に対しても現場における消防員に対するのと同様の生命・身体の保護義務の存在が肯定されている。第三に、②判決が、①判決を具体化して「火災予防業務、一般訓練、消防演習時」と「火災現場の消火活動、人命救助など現実の危難に直面した場合」とを区別し、危難との距離と安全配慮義務の濃淡の関係を議論しているのは興味深い。もともと、「危難の現場から遠ざかれば遠ざかる程」、安全配慮義務の内容に応じてその義務違反が強く推定されるとしても、判示のように「安全配慮義務が強く要請される」と直ちに結論づけられるかには筆者は疑問がある。この点では、本件地裁判決にならった判決は他に見あたらない。

b 加害者に対する不法行為

加害者の行為が救助者に対しても不法行為を構成するか、もしそうだとしたら救助者の危険領域への侵入をどう評価するか。

④ 東京地裁昭和六一年二月一八日判決³³⁾

幼児(二才)が遮断棒をくぐり抜けて都電踏切内に走り込んだため、母親が救助しようとして踏切内に侵入し、両名とも路面電車に轢過され、母親が死亡、幼児が傷害を負った事故について、路面電車の運転手の前方不注意の過失および東京都の使用責任が問われた事例(結論否定)である。但し、本判決では、「亡」[母]及び原告「幼

児」の本件踏切内に進入した時期、加害者の制動距離、非常制動の措置の作動経過、本件事故に至るまでの被告「運転手」の進路前方に対する安全確認の履行状況等に照らすと、被告には原告らの主張する前方不注意の過失があったと認められない」と死傷事故を一括した判断であって、幼児の踏切内侵入の時点での加害者の過失を前提として、救助のため自らは死亡した母への不法行為の成否が問題とはされていない。

(4) 小 括

二では、我が国において救助者が生命・身体的損害を被った場合の処理の法律構成と問題点を検討した。

まず、従来の学説は、事務管理法が救助を扱う領域であると考えてきたこと、これに対して、被救助者に対する損害賠償請求権の存否については、第一に条文上明確でなく、第二に学説が分かれていることを述べた。ドイツ、スイス、フランスなど大陸の事務管理法では最終的に肯定されているのと対照的に、我が国では、救助者の死亡やこれに準ずる傷害の場合には、損害が高額化すること、遺族の扶養料請求までを含みうることから、被救助者に転嫁することに学説の大勢は消極的であり、少なくともこの問題に関しては、事務管理法が解決に機能する枠組みを提供できていない、といえる。

次に、国または地方公共団体に対する公的補償請求を概観した。人の生命・身体の安全の保護は警察・消防の本来的な責務であり、人命救助の第一次的担当者と考えられる。一般私人がこれを代わって行い、あるいは協力した場合の死亡・負傷などの損害については、我が国では公務協力援助者災害給付制度が整備されている。「救助

者」の定義はなされないが、「救助者」として扱われる類型を拡大する立法的手当てがなされている。その結果、災害給付が広い適用領域を有していることがわかった。

最後に、公的補償制度は、我が国で、救助者からの損害賠償に関する裁判例が殆ど見られないことの一つの理由であろう。とりわけ、被救助者に対する出捐は、任意になされる場合はともかく、裁判上請求した例はみられなかった。しかしながら、公的災害補償では填補されない損害の賠償請求は、一方で国または地方公共団体の安全配慮義務の違反、他方で、加害者に対する不法行為として、構成されうる可能性が否定されていないといえる。そこで三では、最近のイングランド不法行為法の発展をてがかりに、公的補償の枠外での民事的解決の法律構成について、若干の考察を行う。我が国で事務管理法が機能していない領域の問題であることが明らかであるから、大陸法型の事務管理法を有しないとされるコモンドとの比較はその限りで可能であろうと考えられる。

三 イングランドにおける「救助者」の地位

(一) White 事件

ここでは、判例法の現時の到達点を紹介するために、大惨事においてさまざまな救助活動に従事した警察官が、その結果、精神的損害（PTSD）を患ったとして提訴した最近の事件の法律構成に焦点をあてたい。

まず、White 事件の概要は、次の通りである。一九八九年、サッカー選手権シリーズの開催されていたヒルズバラ・サッカー競技場で、立ち見席の一部に観客が殺到して、九五名が死亡、四〇〇名以上が重軽傷を負った。

この惨事の直接の原因は、地元警察（上席警察官）の場内への観客誘導管理上の過失であった。この事故の結果、多数の訴訟が提起されたところ、³⁴本件の五名の原告（警察官）は、事故当日勤務中で、事故後は直接の死傷現場以外の場所でそれぞれの任務について惨事を目撃し、その結果として精神的損害を被ったと主張している。原告のうち、一名は、地元の病院で遺体の収容と犠牲者記録の作成にあたり、残りは、サッカー場、または体育館の架設遺体安置所で、死者・負傷者の搬送や、奏功しなかった蘇生術の作業に協力したのである。

請求の原因として、二点が主張された。第一は、州警察長官（被告）が、警察官（原告）に対して、「事実上の使用者」として原告が——身体的であれ、精神的であれ——受傷の不必要・不適切な危険に曝されないよう合理的な配慮をする保護義務を負っており、被告の被用者である上席警察官の過失により精神的傷害が惹起されたことに対して責任を負うことである。第二は、現実に救助に協力した警察官には、その精神的傷害の賠償に関して、賠償が制限される「目撃者」としてではなく、災害の第一次被害者として扱われる資格を有することである。本事件判決において、貴族院は、控訴院の判断を一部覆し、原告に対する精神的損害の賠償を一切認めなかった。

それぞれの論点に沿って、問題点を整理しよう。

第一の主張が否定された理由は、次の通りである。使用者—被用者間の信頼関係に基づく保護義務は、たしかに被用者を身体的・精神的受傷の危険から保護すべきものと考えられている。但し、職場で同僚の無惨な死傷事故を目撃した場合など、³⁵身体的傷害を伴わない精神的損害の賠償を請求するには、精神的損害の賠償を制限する

ルールを含む、一般不法行為法（ネグリジェンス）の立証を要する、と考えられてきた。即ち、(i) 被害者との密接な絆、(ii) 事故との時間的・場所的近接性、(iii) 事故の直接的感知（伝聞によらないこと）、である。本件では、救助者と被救助者間で（i）の要件を充足しない。

さらに、職業的訓練を受けた専門救助者は、一般大衆よりも、ショックに対する耐性を備えていると期待される、との使用者からの反論が予想されるので、医師、警察官、消防員が、使用者の保護義務違反を主張するのはより困難と思われる。

第二の主張に関して、イングランド法では、いわゆる救助者の法理が確立されてきた。即ち、ある者（A）の過失によって、その生命・身体・財産が危険な状態に置かれた者（B）を救助し、あるいは救助しようとして損害を受けた「救助者」（C）は、過失者Aに対して損害賠償を請求しうる、と定式化される。この場合、Cは、自らの過失により救助を招いた被救助者B自身を加害者（A）として相手取ることもできる。³⁶

救助者が身体的損害を受けた場合には、精神的損害に対する予見可能性を必要とせずその賠償をも請求できると解されてきた。では、救助者の身体的損害を伴わない精神的損害の場合はどうか。判決は、救助者を二分する。現に身体的危険があり、あるいは危険に曝されていると合理的に信ずる状況では、救助者は、第一次的被害者として、自らに身体的損害を伴わなくとも精神的損害の賠償が認められる。これに対して、本件のように、事故現場または事故直後の余波で危険に曝されたとはいえない原告は、二次的被害者として、精神的損害の賠償のため³⁷の三要件をやはり充足する必要がある、と考えられている。そして、この政策的理由の一つとして、被害者の

近親者もまた、第二次的被害者の立場では、精神的損害の賠償が制約されることと、原告が職業的救助者であることとの社会的なバランスが挙げられている。

他人の死傷事故の目撃などによる精神的損害の賠償については、我が国でも、議論が始まったばかりである。

以下（次号）では、イングランドにおいて精神的賠償を制約している伝統的な状況をまず概観した後、救助者が身体的危険に曝されたか否かでの二分論、あるいは事故被害者の近親者・遺族との法政策的バランス論の理論構成を紹介し、我が国において民事損害賠償の構成を検討する際の二、三の疑問を提示したい。

* 本稿の一部は、筆者がオクスフォード大学での在外研究中、Peter Birks教授の「比較不法行為法」演習において担当した報告を原形とする。帰朝後の平成一四年三月一二日に東洋大学比較法研究所において「精神的損害の賠償——救助者を契機に」と題する報告の機会を与えられ、拙稿はこれに加筆したものである。この主題に関して賜った Birks 先生のご指導に感謝するとともに、筆者の在外研究を可能としこれに援助くださった、東洋大学ならびに同法学部およびオクスフォード大学での恩師 Bernard Rudden、John Cartwright、John Davis 先生方にここに厚く御礼申し上げる。

注

(1) 周知の通り、災害・事故の被害者に関して、いわゆる PTSD（心的外傷後ストレス障害）が広く報道されるようになり、最近では、交通事故をはじめ民事・刑事裁判で問題となっている。これに対して、「惨事ストレス(CISS)」

とは、凄惨な災害や事故の現場での活動により、消防・救急隊員等の職業的救助者の受ける急性の精神的ストレスをいい、これが様々な徴候をもつ心身の障害を引き起こすことは一般にあまり知られてこなかった。専門家による調査は既に阪神・淡路大震災前後の時期から行われており、一部の当局では対処に取り組んで三年程になるようである（村井健祐「職業的災害救助者のメンタルケア」月刊消防二二巻三三号（平成二一年）一一八頁、五十嵐幸裕「新宿歌舞伎町ビル火災と東京消防庁の惨事ストレス対策」近代消防四八七号（平成二三年）五三二―五三六頁）。平成一四年六月には、総務省消防庁が全国規模で実態調査を行い、ケア体制の検討に入ったことが報道された。

このように惨事ストレス対策が職場での安全管理として、予防や初期段階での軽快を目的とするのに対して、業務に帰因する精神疾患に関する公務災害・労災認定にも新しい動きがある（平成一一年七月の人事院「精神障害等の公務上の災害の認定について」、同年九月の労働省労働基準局補償課職業病認定対策室「心理的負荷による精神障害等に係わる業務上外の判断指針について」）。急激な業務ストレスに曝された結果、あるいは業務ストレスが蓄積された結果の精神疾患罹患事例が認定対象となりつつあるほか、雇用者に対する損害賠償の問題も生じうる状況となっている。

(2) *White v Chief Constable of South Yorkshire Police* (HL) [1999] 2 AC 455.

(3) たとえば、海難救助に関する商法の規定（八〇〇乃至八一四条）は、沿革的に、救助契約がなくとも、船舶又は積荷の所有者がその救助者に対して相当な「救助料 (salvage)」の支払をなす債務を負担すべきことを定めた特則であり、規定上も対象を船舶又は積荷（八〇〇条）として人命救助はを付随的としていること（八〇四条二項）、救助料額を救助された物の価額に制限すること（八〇三条）などの特徴のため、危険状態にある者の任意の救助一般に適用される規範とはいえない。同様に、「報労金」等に関する特則として、拾得物法四条、水難救護法二四條二項を参照。

(4) 本テーマにおける先行研究として、末延三次「英米不法行為法における救助」英米法の研究上（昭和二四年）一四九―一九〇頁、蘇田三千穂「英米不法行為法における救助者の地位」函大商学論究一八号（昭和五八年）一一九頁、広中俊雄「人命救助と救助者の損害」民法論集（昭和四六年）一七七一―一八五頁「昭和四一年初出」、等が挙げられる。

(5) 本稿では、刑法上の保護義務者遺棄罪（二二八条等）の問題が別に生じうることを指摘するにとどめる。なお、

軽犯罪法一条一八号をも参照。

(6) 救助行為が、一定の地位・現場に在る者等に公的義務として課される場合がある。網羅的ではないが、次のような例が挙げられる。

① 一定の地位に基づく義務とは、たとえば、船員法が「船長」は「他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、人命の救助に必要な手段を尽くさなければならぬ」(二四条本文)等、と規定する場合である(二二五条に罰則がある)。同様に、「消防対象物の関係者」は消火等のほか人命救助を義務づけられる(消防法二五条一項)等。

② 救助に関する業務に従事することを命令される場合として、医療、土木建築工事又は輸送関係者に対する災害救助法二四条(四五・四八条に罰則)、等。

③ 現場付近に在る者に救助に従事させ(消防法二九条五項・三六条)、または協力を要求(災害救助法二二五条消防法三五条の七(救急業務)する場合。

広中俊雄・債権各論講義「第六版」(平成六年)三七〇頁は、民法上の事務管理開始義務を否定する文脈で、このような義務は、直接的に民法上の義務というべきものではなく、「社会(国家)対個人の関係で発動されるべき法的サンクションが問題になっている」と説く。

(7) 旧民法財産編三六二条は、「財産ニ患害アリト見ユルトキ」に「委任ナク好意ニテ」不在者等他人の財産を管理する制度に関する定めであり、不当利得の一環として位置づけられていた(現行六九七条はこれに限定しない趣旨である。民法議事速記録三九卷三九の各委員発言参照)。沿革的には、事務管理の中心は経済的利益についてであって、人命・健康の維持は、主に被扶養者を義務者に代わって扶養した場合について論じられてきた、との指摘もある(注釈民法一八「旧版」(昭和五年)九七頁「土田哲也」)。

(8) 法律上の義務とは、被救助者(本人)との関係で民法の規定によって直接に義務(権限)づけられる場合(親権、監護義務、扶養義務、等)を除くと、当事者間に救助契約がある場合(あるいはそう認定される場合)を意味する。救助契約は、通常は(準)委任契約と解され、その契約内容(損害担保特約等)に従って処理される。

(9) 「異論の余地はない」とされる(注釈民法一八「旧版」二二一頁「高木多喜男」)。古くは梅謙次郎「民法要義三」[訂正増補版](大正一年)八五四頁が本人の急病罹患を介抱(本人の衣類を汚損)した場合を例示するなど、救助に言

及するのが通例である。四宮和夫・事務管理・不当利得・不法行為 上(昭和五六年)一〇頁は、事務管理をイ 財産管理型、ロ 無効取消型、ハ 救助型に大別して、救助型を、事務管理に固有で不当利得における対応類型を欠くもの、と明示的に扱っている。

(10) 我妻栄・債権各論下一(昭和四七年)九〇九頁、内田貴・民法Ⅱ(平成九年)五一〇頁。

(11) 梅謙次郎・民法要義三 八四四頁。同旨、末弘巖太郎・債権各論(大正八年)九〇六頁。

(12) 岡村玄治・債権法各論(昭和四年)五七八頁、小池隆一・準契約及び事務管理の研究(昭和三七年)二二九頁。

但し、設例はもともと数個の事務があつて分割可能な場合とする、四宮和夫・事務管理・不当利得・不法行為二七頁の批判がある。なお、川名兼四郎・債権法要論(大正四年)六二五頁は、管理継続義務を負担しないが、管理中止の場合に不法行為となるとする。

(13) 松坂佐一・事務管理・不当利得「新版」(昭和四八年)四一頁。

(14) 松坂佐一・事務管理・不当利得六頁。同旨、小池隆一・準契約及び事務管理の研究三五二頁。

(15) 我妻栄・債権各論下一 九二二頁。

(16) 我妻栄・前注、谷口知平「契約責任と事務管理・不当利得」契約法体系Ⅰ一七六頁。ドイツの判例・学説につき、松坂佐一・事務管理・不当利得九頁注(七)に紹介がある。

(17) 広中俊雄・債権各論講義三三八三頁。

(18) 加藤雅信・事務管理・不当利得・不法行為(平成一四年)二二頁。スイス債務法四二二条一項を参照。

(19) 広中俊雄「人命救助と救助者の損害」一八一頁、四宮和夫・三四頁。

(20) 広中俊雄「人命救助と救助者の損害」一八一頁。

(21) 四宮・三四頁。

(22) この他、消防組織法一五条の七(非常勤消防団員)、水防法六条の二、等。

(23) 広中俊雄「人命救助と救助者の損害」一八二頁は、明治一五年太政官達六七号「一般人民ニシテ巡查同様ノ働ヲナシ死傷セシ者吊祭扶助療治料支給方」の制度があつたことを指摘されて、「巡查同様ノ働」の要件や、かかる給付について「一般人民」の側に請求権があつたのかどうか、が明らかでない、とされる。

(24) 給付の種類は、協力援助者に対する療養・傷病・障害の各給付と、特別の必要がある場合の休業給付、および死

亡の場合の遺族・葬祭給付である（警察官協力援助者災害給付法五条一項・二項）各給付の範囲、金額、支給方法等は、国家公務員災害保障法の規定を参酌して定める（六条）。

(25) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年三三三号）は同種の制度を規定する。

(26) 警察官協力援助者災害給付法施行令二条、二条の二。救助者が被救助者と親族関係等にある場合には、配偶者・直系血族を除外し、同居の親族または同一世帯の者については公安委員会が給付が適当か否かを認定する。

(27) フランスにおいて、公務員災害補償は社会保障制度として整備されているところ、これら立法上の制度によってカバーされない者について、行政裁判所は「公役務の一時的協力者」の判例法理により、公務員災害補償（無過失責任）の対象者を拡大している。

「公役務の一時的協力者」と認定されたのは、① 微用がなされた場合、② 行政から個別的に援助が要請された場合、③ 行政から不特定に要請された場合（火災の際の半鐘）、④ 黙示的要請があったとみなされる場合、⑤ 好意協力者（行政の「呼びかけ」が私人を義務づけるものでなかったり、行政側が私人の参加を単に「受け入れ」た場合）、⑥ 緊急時における任意協力者（例えば、犯人逮捕、医師によるガス中毒者の救出、水難救助）、である。

日仏両国で、類似した前提の下に、救助活動に協力した市民の災害について効果面ではさほど異なるない解決をする点で、注目されてきた。但し、フランスでは、公役務確保という点で公務員の延長上で扱うのに対して、日本では被災者救済であつて、基本的理念が異なるとされる。また、フランスでは、親族間の救助等、救助者の法的資格は、災害補償を受ける妨げにならない、と解されている（一九七七年コシア町判決）。

広岡隆「フランスの市町村の公役務協力者に対する災害補償責任」上・下 自治研究五五卷（昭和五四年）三号三一―五頁、四号三一―七頁、滝沢正・フランス行政法の理論（昭和五九年）一一三一―二〇頁、同「水難救助者に無過失国家賠償が認められた事例」判例タイムズ三八八号三六―三八頁を参照。

但し、私法的救済として、フランスの事務管理法は、本人に対する費用償還とともに、救助者の死亡・負傷の場合の損害賠償請求を認める。

(28) 水防従事者に対する水防法三四条を参照。

(29) 警察官協力援助者災害給付法七条、八条二項を参照。

(30) 民集二九卷二号一四三頁。

- (31) 判時一〇六一号九七頁、判夕四六四号七六頁。
- (32) 判時一二六五号三一頁、判夕六六一号八〇頁。第一審は高知地裁昭和五七年一〇月二八日判決（判時一〇五九号三二頁、判夕四八四号二〇一頁）。
- (33) 交民一九卷一号二〇六頁、判時一一九三号一二三頁、判夕六〇三号七二頁。
- (34) Alcock v Chief Constable of South Yorkshire Police (HL) [1992] 1 AC 310は、場内あるいはテレビ中継で事故を知った被害者の近親者・婚約者の精神的ショックを理由とするケースである。
- (35) Doolley v Cammell Laird Co Ltd [1951] 1 Lloyd's Rep 271.
- (36) Baker v T. F. Hopkins and Son Ltd [1959] 1 WLR 966.